

○古河市短期集中介護予防通所サービス事業実施要綱

平成29年 3 月29日

告示第97号

改正 令和 2 年 8 月 4 日告示第231号

令和 3 年 3 月31日告示第115号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、古河市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年告示第89号。第 5 条において「実施要綱」という。）第 3 条第 1 号イ（ウ）に規定する短期集中介護予防通所サービス（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示で使用する用語は、介護保険法（平成 9 年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年 6 月 9 日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知別紙）の例による。

(事業の委託)

第 3 条 市長は、次に掲げる要件を満たす事業者に対し、事業の実施を委託することができる。

- (1) 市内で介護保険法に基づく指定通所リハビリテーション事業を行っていること。
- (2) 保健及び医療の専門職として、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士若しくは知識経験を有する栄養士、言語聴覚士又は歯科衛生士各 1 名以上を常勤又は非常勤で配置していること。
- (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等の指導により第 6 条第 2 項の個別支援計画を作成し、及び実施すること。
- (4) 事業の管理者を置くこと。ただし、当該管理者は、事業の管理運営上支障がないときは、当該事業の他の職務に従事し、又は同一の敷地にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (5) 事業を利用する者（以下「利用者」という。）の自宅と事業所間と

の送迎を行うこと。

- 2 前項の規定により事業実施の委託を受けた事業者（以下「事業者」という。）は、事業の実施を当該事業者の従業者のみによって行うものとし、第三者に委託してはならない。

（事業の内容）

第4条 事業は、個々の利用者の心身等の状況に応じ、保健及び医療の専門職により3箇月間で集中的かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の内容は、次のとおりとする。

- （1）運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能^{くう}の向上、認知機能の低下予防及び閉じこもりに対する介護予防プログラムの提供
- （2）利用者の解決すべき課題の把握
- （3）事業利用効果の評価

（対象者）

第5条 事業の対象者は、市内に住所を有する実施要綱第2条第1号の居宅要支援被保険者及び同条第2号の事業対象者であって、実施要綱第3条第1号ウのケアマネジメントAの結果、事業の利用が適当と認められる者とする。

（利用方法）

第6条 利用者は、地域包括支援センターによる適切な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントAに限る。）に基づいて作成された介護予防サービス・支援計画表（次項において「ケアプラン」という。）の目標に沿った支援内容として事業を利用できるものとする。

- 2 事業者は、ケアプランの内容、目標等に沿った個別支援計画を作成するものとする。この場合において、目標設定期間は利用開始から3箇月間とする。

- 3 事業者は、事業の実施に当たり、利用者に対して事業の内容等を説明して事業の利用に係る契約を締結するほか、個人情報の取り扱いに関し、説明をして個人情報の取り扱いに関する同意を得なければならない。

（利用時間等）

第7条 事業の利用時間は、1回につき2時間程度とする。

2 事業の利用回数は、週1回、3箇月で12回を限度とする。

3 利用者は、事業の利用を終えた後、事業を再度利用しようとするときは、9箇月以上間を空けなければならない。

(利用料)

第8条 利用者は、事業を利用したときは、利用1回当たり430円をその都度事業者を支払うものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第231号）抄

(施行期日)

1 この告示は、令和2年8月5日から施行する。

附 則（令和3年告示第115号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の古河市短期集中介護予防通所サービス事業実施要綱第8条の規定は、この告示の施行の日以後の古河市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年告示第89号）第3条第1号イ（ウ）に規定する短期集中介護予防通所サービス（以下「事業」という。）の利用に係る利用料から適用し、同日前の事業の利用に係る利用料については、なお従前の例による。